

第2回日本時間生物学会学術大会
案内

名古屋大・農学部
海老原史樹文
第2回大会会長

日本時間生物学会第2回大会を下記の要領で開催します。シンポジウム、一般発表、懇親会などを予定しています。尚、演題申し込みなど詳しい内容については後日連絡いたします。

日時：平成7年11月7日（火）－8日（水）

場所：名古屋大学シンポジオン



学会会則

1章 名称

1. 本会は日本時間生物学会 (Japanese Society for Chronobiology) と称する。

2章 目的と事業

1. 本会は、生物の周期現象に関する科学的研究を推進し、時間生物学の進歩発展を図ることを目的とする。
2. 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
 - 1) 学術大会及び総会の開催
 - 2) 会誌等の発行
 - 3) その他本会の目的を達成するために必要とされる事業

3章 組織と運営

(会員)

本会の会員は正会員、名誉会員、賛助会員よりなる。

1. 正会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て、年会費を納めた者とする。
正会員の入会及び退会は別に定める規則による。
2. 名誉会員は本会に功労のあった会員で、運営委員会が推薦し総会の承認を得たもの、年齢は65歳以上とする。
3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の事業に財政的援助を行なう者で、運営委員会の承認を得た者とする。

(総会)

1. 本会の事業および組織・運営に関する最終の決定は、総会の議決による。
2. 総会は、正会員より構成され、原則として毎年1回開催される定期総会は、学会会長がこれを招集する。
3. 定期総会の議長は、当該年度の大会会長がこれにあたる。
4. 臨時総会は、学会会長が必要と認めた場合、あるいは正会員の4分の1以上、または運営委員の2分の1以上の要請があった場合、学会会長がこれを招集する。
5. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(学術大会)

学術大会は、原則として毎年1回開催し、その企画・運営の責任者として当該年度の大会会長がこれにあたる。

(役員)

1. 本会には次の役員を置く。

学会会長1名、運営委員若干名、監査委員1名

役員は正会員でなければならない。役員任期は3年とし、再任を妨げない。監査委員は、運営委員がこれを兼務することはできない。

2. 前条の役員は別に定める規則により選出し、総会においてこれを決定する。

3. 学会会長及び運営委員は、運営委員会を構成し、本会の事業・組織・運営など会務全般について審議する。

4. 学会会長は本会を代表し、会務を司る。

4章 会計

1. 本会の年度会費は、別に定める細則により納入するものとする。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

5章 会則の変更

本会の会則及び細則の改正は、運営委員会の審議を経て、総会における出席者の3分の2以上の同意を経なければならない。

付則

1. 本会則は、平成7年1月1日から施行する。

2. 本学会発足時の暫定運営委員は、井深信男、海老原史樹文、太田龍朗、川崎晃一、高橋清久、高橋康郎、田村康二、千葉喜彦、中島秀明、本間研一とし、学会会長は千葉喜彦とする。その任期は、学会発足時から1年とする。

3. 本会の事務局は当分の間、岡山大学理学部生物学教室におく。

学会施行細則

1. 入会及び大会手続き

正会員の入会は、運営委員会の承認を得なければならない。また退会しようとする

者は、事務局まで届け出なければならない。2年以上にわたり年会費を滞納した者は、運営委員会の承認を得て、除名することができる。

2. 役員を選出

- 1) 選挙による運営委員の定数は、当分の間10名とする。
- 2) 投票は4名以内連記、無記名とする。
- 3) 学会会長は運営委員の意見を考慮し、5名以内の運営委員を推薦できる。
- 4) 学会会長は運営委員の互選とする。
- 5) 学術大会開催のための大会会長は運営委員の推薦による。
- 6) 監査委員は運営委員会の委託による。

3. 会費納入

- 1) 正会員の年会費は、3,000円とする。
- 2) 名誉会員は会費及び参加費を免除する。
- 3) 賛助会員の年会費は、1口、20,000円とする。

平成7年度役員名簿

学会会長 千葉喜彦

大会会長 海老原史樹文

運営委員 井深信男、海老原史樹文、太田龍朗、川崎晃一、高橋清久、高橋康郎、田村康二、
千葉喜彦、中島秀明（事務局担当）、本間研一

監査委員 富岡憲治